

提出必須

このシートは入力する箇所はありません。印刷して添付してください。

平成27年度第2回

様式研第11号-1

農の雇用事業助成金交付申請書(内訳)(第2回)

農業法人等名 有限会社 東京農場
 研修生氏名 田畑 耕作

	科 目	申請金額(円)	研修に要した経費
8月	(1)教育研修助成金	97,000	11号-2、1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金	0	11号-3、1ヶ月の合計額
	(3)旅 費	0	11号-4、1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料	0	11号-5、1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計	97,000	← 月計の上限額 97,000円 (但し、当月給与総支給額が97,000円以下の場合は給与総支給額が上限) ※申請1回目のみ6月・7月合計で上限329,000円
	(5)指導者研修費	0	← 年額上限 36,000円
	(6)語学研修費	0	← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	8月計	97,000	※申請1回目の6月・7月の(1)~(5)は、合計で上限329,000円
9月	(1)教育研修助成金	76,500	11号-2、1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金	10,000	11号-3、1ヶ月の合計額
	(3)旅 費	8,960	11号-4、1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料	1,540	11号-5、1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計	97,000	← 月計の上限額 97,000円 (但し、当月給与総支給額が97,000円以下の場合は給与総支給額が上限) ※申請1回目のみ6月・7月合計で上限329,000円
	(5)指導者研修費	20,000	← 年額上限 36,000円
	(6)語学研修費	0	← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	9月計	117,000	※申請1回目の6月・7月の(1)~(5)は、合計で上限329,000円
10月	(1)教育研修助成金	76,500	11号-2、1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金	10,000	11号-3、1ヶ月の合計額
	(3)旅 費	8,350	11号-4、1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料	150	11号-5、1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計	95,000	← 月計の上限額 97,000円 (但し、当月給与総支給額が97,000円以下の場合は給与総支給額が上限)
	(5)指導者研修費	9,800	← 年額上限 36,000円
	(6)語学研修費	15,000	← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	10月計	119,800	
11月	(1)教育研修助成金	92,200	11号-2、1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金	0	11号-3、1ヶ月の合計額
	(3)旅 費	0	11号-4、1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料	4,800	11号-5、1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計	97,000	← 月計の上限額 97,000円 (但し、当月給与総支給額が97,000円以下の場合は給与総支給額が上限)
	(5)指導者研修費	10,000	← 年額上限 36,000円
	(6)語学研修費	0	← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	11月計	107,000	
合 計	(1)教育研修助成金	342,200	
	(2)外部講師等謝金	20,000	
	(3)旅 費	17,310	
	(4)労災保険料、雇用保険料	6,490	
	(1)~(4)計	386,000	← 月額上限 97,000円×月数
	(5)指導者研修費	36,000	← 年額上限 36,000円
	(6)語学研修費	15,000	← 最長6ヵ月
	計	437,000	

～注意～

●各様式の入力が済んでいるのに“(1)~(4)計”が0円になってしまう場合...

解決方法
 “様式研第11号-2 (A)研修時間の集計と助成金額の計算”の「給与」に金額が入力されていない可能性があります。金額を入力してください。

●「回」が空欄の場合...

解決方法
 “様式研第10号”の4行目の「回」を選択していない可能性があります。申請回を選択してください。

●申請しない科目に金額が入ってしまっている場合...

解決方法
 該当の様式の金額欄に数字が入力されていませんか？

(1)教育研修助成金が1ヶ月の上限額に達した場合は、金額が0円で表示されます。

その月に支払われた研修生の給与が97,000円以上の場合、(1)~(4)は合計が上限額に達するまでの金額が表示されます。

10月に支払われた研修生の月額給与が95,000円の場合、(1)~(4)は合計が95,000円に達するまでの金額が表示

※申請1回目の6月・7月の(1)~(5)の合計は、2ヵ月あわせて、上限329,000円です。

その他の回については(1)~(4)の各月合計は、97,000円もしくは、研修実施月に支払われた給与総支給額のいずれか低い方が上限です。

(1/3)

※ 各回の申請に必要なページ数を印刷してください。

提出必須

- ・研修を行った日のみ記入 **勤務時間ではなく、研修を行った時間を入力。**
例) 平成27年8月の1週目、8月1日(土)から記入可能。
1週目は2日(日)のみ研修を行っているので、8月2日のみ記入します。
2週目は3日(月)、4日(火)・・・以降、研修を行った日のみ記入していきます。
- ・提出するすべての用紙に自署してください。
- ・印刷後に修正をした場合は、修正したページと7ページ目を印刷して差替えてください。
10号、11号-1の金額が変わる場合も印刷して差替えてください。

平成27年度第2回

様式研第11号-2
(1) 教育研修助成金の内訳 (平成27年8月)

平成27年8月分 (1/7)

日	研修時間	時	分から	時	分まで	うち 休憩	(0時間00分) (0時間00分)	研修人数	人	集合研修						
(月)										<input type="checkbox"/>						
(火)										<input type="checkbox"/>						
(水)										<input type="checkbox"/>						
(木)										<input type="checkbox"/>						
(金)										<input type="checkbox"/>						
1日 (土)										<input type="checkbox"/>						
2日 (日)	08 13	時	00	分から	12 19	時	00 30	分まで	うち 休憩	15 60	(3時間45分) (5時間30分)	研修人数	1 2	人	集合研修	<input checked="" type="checkbox"/>
指導した内容 分娩が近い牛へのマーキングの仕方																
<研修生の感想(1週間の研修総括)> 発情中の牛をスプレーでマーキングすることで、畜舎から見つけやすくなった。分かりやすい表記が中心、仔牛の苦痛を最小限にするため、迅速かつ丁寧に作業することを心がけた。																
<研修責任者の所感(1週間の研修総括)> まだ雪が残っている状態での作業なので、農作業事故に注意しながら指導研修を行った。牛の扱いについて、ストレス・苦痛を最小限にするための技術向上が求められる。																
研修責任者名(自署) <u>農業 二郎</u> 研修生氏名(自署) <u>田畑 耕作</u>																

平成27年8月分 (2/7)

3日 (月)	研修時間	08	時	00	分から	14	時	45	分まで	うち 休憩	150	(4時間15分) (0時間00分)	研修人数	1	人	集合研修	<input type="checkbox"/>
指導した内容																	
4日 (火)	研修時間	08	時	00	分から	12	時	15	分まで	うち 休憩		(4時間15分) (0時間00分)	研修人数	3	人	集合研修	<input checked="" type="checkbox"/>
指導した内容																	
分娩が近い牛へのマーキング																	

欠勤日や勤務時間外に研修を行った申請内容は認められませんので、記入間違いにご注意ください。

「研修時間」
・勤務時間ではなく、研修を行った時間を記入します。
・欠勤日や勤務時間外に研修を行った申請内容は認められません。

午前午後に分けて研修を実施した場合は、上下2段に分けて記入します。

・24時間制で入力します。
午前9時 9、午後5時 17 24時 0

・研修時間は15分単位とします。
端数は合計研修時間にて切り捨てられます。
0~14分 0分、15~29分 15分
30~44分 30分、45~59分 45分

・休憩時間を記入します。
15分単位で記入します(端数切り上げ)。
1~14分⇒15分、16~29分⇒30分
31~44分⇒45分、46~59分⇒60分

2回以上休憩を取った場合は、合計時間を15分単位で記入してください。
例:15、30、45、60、75、90、105、120...

「研修人数」の入力漏れにご注意ください。
未入力の場合、「(A)研修時間の集計と助成金額の計算」の研修時間、金額が反映されません。

「指導した内容」は作業の名称だけでなく、実施した研修内容を記入します。
指導・研修内容を明確にご記入ください。

「研修生の感想」は研修生が記入してください。
実施された研修に対する感想を記入してください。
1週間のうち1日でも研修を受けた場合、ご記入ください。

「研修責任者の所感」は1週間のうち、1日でも研修を行った場合、その週の研修責任者所感をご記入ください。

「研修責任者名」「研修生氏名」は、印刷後、必ず自署してください。

入力漏れがある場合、数値が正しく反映されません。
必ず入力してください。

同様の手順で1ヶ月分作成し、次頁の「(A)研修時間の集計と助成金額の計算」を作成します。

提出必須

様式研第11号 - 2 「(A) 研修時間の集計と助成金額の計算」

(A) 研修時間の集計と助成金額の計算			平成27年8月分 (7/7)
研修人数	研修時間(a)	研修単価(b)	助成金額 (a × b)
1人	30 時間 30 分	2,400円 (2,400円÷1人)	73,200 円
2人	11 時間 30 分	1,200円 (2,400円÷2人)	13,800 円
3人	8 時間 15 分	800円 (2,400円÷3人)	6,600 円
合計	50 時間 15 分		93,600 円

(B) 資格取得等実施日		資格取得等に要した経費の内訳	金額
14 日 (金)		フォークリフト運転技能講習	28,000 円
日 ()			円
日 ()			円

教育研修助成金申請額 (A + B)

教育研修助成金合計額 (A+B)	97,000 円
---------------------	----------

※申請1回目(6月・7月)のみ2カ月あわせて、上限329,000円
その他の回は、上限額:97,000円又は、研修実施月に支払われた月額給与のいずれか低い方

平成27年8月支払給与額	207,143 円
--------------	-----------

研修時間、助成金額の合計が各ページ合計と合わない場合は、各ページの研修開始時間、終了時間、人数の記入漏れがないかご確認ください。

「資格取得等実施日」は領収書の日付ではなく、実際に行われた月で請求します。

通年で受講する場合等は、受講した分の料金だけを分割して申請するか、もしくは全て受講した後にまとめて申請してください。
領収書の写しを必ず添付して下さい。

(領収書の日付と資格取得日にずれがある場合は申込書、チラシなど該当日がわかるものを添付してください。)

「給与」の記入漏れにご注意ください。

研修実施月に支払われた給与額を記入します。

未入力の場合、「(A) 研修時間の集計と助成金額の計算」の研修時間、金額が反映しません。

同様の手順で、その回の申請に必要な月数を作成します。

申請する場合のみ提出

「保険料率」のみ入力

申請をしない場合は、入力をしないでください。この用紙の添付も必要ありません。
色のついていないセルは自動計算が設定されています。入力できません。

(平成27年度第2回)

様式研第11号-5

(4) 労災保険料、雇用保険料 (第2回)

農業法人等名 有限会社 東京農場
研修生氏名 田畑 耕作

※五捨六入

月分	労災保険料・雇用保険料の算出				金額(円)	
		給与総支給額	保険料率			
8月	雇用保険料	207,143	×	9.5	÷ 1000	1,968
	労災保険料	207,143	×	13.0	÷ 1000	2,693
	計					4,661
9月	雇用保険料	249,770	×	9.5	÷ 1000	2,373
	労災保険料	249,770	×	13.0	÷ 1000	3,247
	計					5,620
10月	雇用保険料	95,000	×	9.5	÷ 1000	903
	労災保険料	95,000	×	13.0	÷ 1000	1,235
	計					2,138
11月	雇用保険料	227,687	×	9.5	÷ 1000	2,163
	労災保険料	227,687	×	13.0	÷ 1000	2,960
	計					5,123
合計					17,541	

(1/3)

※ 各回の申請に必要なページに記入してください。

～注意～

「給与総支給額」が0の場合・・・

解決方法

“様式研第11号-2 (A) 研修時間の集計と助成金額の計算”の「給与」に金額が入力されていない可能性があります。金額を入力してください。

～参考～ ※事業主負担分

雇用保険料率 平成27年度(平成26年度から変更なし)

保険料率	事業の種類
8.5	一般の事業
9.5	農林水産清酒製造の事業
10.5	建設の事業

労災保険料率 平成27年度(平成26年度から変更なし)

事業の種類	保険料率	事業の種類	
その他の事業	13.0	農業又は海面漁業以外の漁業	
	12.0	清掃、火葬又はと畜の事業	
	5.5	ビルメンテナンス業	
	6.5	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	
	2.5	通信業、放送業、新聞業又は出版業	
	3.5	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	
	2.5	金融業、保険業又は不動産業	
	3.0	その他の各種事業	
	林業	60.0	林業
	漁業	19.0	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く)
38.0		定置網漁業又は海面魚類養殖業	
鉱業	88.0	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業	
	20.0	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	
	3.0	原油又は天然ガス鉱業	
	52.0	採石業	
	26.0	その他の鉱業	
建設事業	79.0	水力発電施設、ずい道等新設事業	
	11.0	道路新設事業	
	9.0	舗装工事業	
	9.5	鉄道又は軌道新設事業	
	11.0	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	
	15.0	既設建築物設備工事業	
	6.5	機械装置の組立て又は据付けの事業	
	17.0	その他の建設事業	
製造業	6.0	食料品製造業(たばこ等製造業を除く)	
	6.0	たばこ等製造業	
	4.5	繊維工業又は繊維製品製造業	
	14.0	木材又は木製品製造業	
	7.0	パルプ又は紙製造業	
	3.5	印刷又は製本業	
	4.5	化学工業	
	5.5	ガラス又はセメント製造業	
	13.0	コンクリート製造業	

⋮

